

第8回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会 会議録概要

日 時 令和2年6月9日（火）18：30～20：35

場 所 浜田公民館 1階 研修室

【出席】条例検討委員会委員 19名

執行部職員 13名

(1) 公民館のコミュニティセンター化検討部会の検討結果について

コミュニティセンター化部会から検討結果報告書を受け、内容について承認いただいた。

【塚本委員】まちづくりコーディネーターの設置について計画されている。コーディネーターを本庁一か所に配置し、地域への常駐はないこととなっていた。コーディネーターは担当する地域を決められると思うが、常駐せずタイムリーな支援・指導がうまくいくか心配である。

【事務局】報告書13頁の職務についての記載である。「(仮称)まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。」となっている。効率的に活動いただける配置が良いという考え方である。各支所に一名ずつ配置する考え方もあるが、それよりもチームとし、適宜必要な地域を支援してもらおうという考えである。決して支所へ出向かないということではない。効果的な専門的な支援ができる体制が望ましいという考えに沿ったものである。

【塚本委員】確かにそのように書いてあった。5名程度のコーディネーターが大きな課題を持った地域に総出で支援することがあるということか。

【事務局】おっしゃる通り。

【塚本委員】承知した。

【長畑会長】検討部会の検討結果報告書について、検討部会として答申するということがよろしいか。

【委員一同】異議なし

【長畑会長】それでは条例検討委員会として、部会の報告書を答申として承認することとする。

(2) 条例（案）について

第7回検討委員会で委員からいただいた意見を盛り込んだ条例（案）を検討いただいた。

【木村委員】確認の意味でお聞きしたい。お示しいただいた逐条解説は、市民の皆さんに条例と一緒に示していくお考えか。検討委員会また議会に理解をしていただくために解説が付けられているのか。または、条例と一緒にこのような形で

公示していくのか。

【事務局】 条例は、当然条文として例規集に載せていくものであるが、逐条解説もセットで条文に示された思い等を合わせて示させていただく。市民の皆さんについては、条文と逐条解説とを示すが、もう少し分かりやすいパンフレットという形でまとめたものを用いて説明させていただく。本日お諮りしている逐条解説について、中身の文言をある程度見ていただきたい。

【木村委員】 要は、示されている条例と逐条解説は同時に公示し、出していくということであったと思う。そうであれば、それなりに整った文章でなければならぬと思う。例えば、7頁の第5条 市民の役割について、「この『地域の伝統を継承していく』という表現については」とあるが、前段で既に出された文言であり、第5条には書かれておらず、何のことか分からない。そういったことを整理していかなくてはならないと思った。示されていくのであれば、一つ一つ見ていかなくてはならないということがあったため、最初に聞かせていただいた。

【事務局】 木村委員が言われたように、条文と逐条解説が合っていないなど気づかれたことがあれば、ご意見いただき修正していきたい。先ほど言われた箇所については、こちらの確認ミスであり、直していきたい。

【木村委員】 先ほど市民に示すとパンフレットの話は、八代市や山口市の例をいただいたイメージで良かったか。それに逐条解説が付くというものか。

【事務局】 その通りである。

【三浦委員】 小さな子供から高齢者までということスタートしたので、逐条解説もイラストを入れていくことや子供たちも手に取ってみたいというスタイルなど、市民向けということであれば、そういったことが必要だと思う。中にぬりえを入れるなど、いろいろな工夫をされたら良いと思う。

【事務局】 パンフレットの方では、イラストを入れるなど分かりやすいものを考えているが、逐条解説でそこまで入れることは考えておらず、検討していく。

(41 : 29)

【賀戸委員】 子どもさんが分かるように解説をするとあったが、どこを主体にするかが難しいと思う。例えば学校の教材で取り上げるとすれば平たくする必要があり、大人・市民向けであれば今のままで良いし、どっちつかずではないかと感じる。私はどちらかという子どもさん向けでもっとわかりやすく、平たく漫画などが入った条例であってほしいと思った。

【塚本委員】 17頁第21条「まちづくり活動団体に対し適切な支援を行うものとする」とあるが、支援ということが補助金を含めてか。明らかに行政や地域がまちづくりをしていると認定した組織だけが支援を受けられるものなのか。まちづくりに少しでも関わりのある活動グループにでも適切な支援がもらえるものか。ここが非常にあいまいになっていると思う。誰にでも、どんな活動に対しても補助

金がもらえるというものではないとは思いますが、今までは、市が認定したまちづくり組織に対して交付金が出ていた。このまちづくり活動団体というのは、解説にもある町内会や自治会、そういうのも含めた組織をまちづくり活動団体と称するのか。まちづくり組織を作っていないところも交付金が出ていると聞いたので、その境目が私にはわからない。

【事務局】まちづくり活動団体の定義については、5頁第2条で定義づけを行っている。厳格なものではないので分かりにくいかもしれない。これらの活動に対する適切な支援については、まちづくり総合交付金など、まちづくり推進委員会の活動に対して市からの支援ということで活用いただいている。これ以外にも、まちづくり推進委員会でなくても、地域で色々な活動をされている任意グループ、任意団体で協働のまちづくり推進事業補助金というものを活用いただける。上限20万円、補助率1/2という別の補助事業もあり、こういったものをしっかり活用いただくことを、行政からの支援として現在考えている。

【大橋委員】企業について、今回条例に入れていただいた。第2条の1市民の定義で「企業や商店などの事業者」として入った。また、第2条の5まちづくりの定義で「企業」がどういう立場で参画するかが明記された。第9条（高等教育機関との連携）のところに、事業者としての本来の役目、立場を明確に入れていただきたい。また、15頁第19条（地区まちづくり推進委員会）で、町内会等が削除となっている。町内会で活動されているところが多いと思うので、自治会よりも町内会を入れていただけないか。

【事務局】第9条への追加については、持ち帰り検討させていただく。第19条の「自治会をはじめ地域で活動する各種団体で」と説明させていただいており、町内会等といったところは今回消している。ご意見をいただいたので、町内会を残すことについて検討させていただきたい。

【大橋委員】括弧書きでも良いので、「自治会（町内会）」としていただいても良い。自治会よりも町内会の方がしっくりくるように感じる。

【三浦委員】塚本委員、大橋委員が言われ、自分も迷っているものがある。まず迷い始めるのが、第16条（地域協議会の組織）委員の推進についてあいまいな表現になっている。「当該地域の地区まちづくり推進委員会、自治会等の地域住民自治組織から推薦」とある。今の浜田市では、全域にまちづくり委員会を立ち上げていこうという目標があると思う。数値的には、総合振興計画で組織率の増加90%と標記されている。そういった方向性があるが、いろんな組織が乱立されていると迷い始める。まちづくり推進委員会というのは、自治会や町内会、いろいろな活動団体で組織する、そういう定義があり、主体にまちづくり委員会を持ってこなければ、どこが主体か迷ってくる。コミセン部会にも所属しているが、その辺りの扱い方があいまいであると、何をやっても論理が合わないということがあるので、位置づけをはっきりしていただきたい。まちづくり委員会とその他が並立的に並ぶと迷ってくる。例えばまちづくり委員会は制度運用をし、他の団体はま

ちづくり委員会の中で活動するとしても、なかなか一度にはできない。だからといって、まちづくり委員会とその他のまちづくり団体とを補助するなど整理しないと迷ってくる。まちづくり委員会があいまいになり、迷いはじめ、15 頁第 19 条、20 条、21 条にかけてまちづくり団体のことが出てくる。まだできていないところは別途の考え方をしなければならないが、できているまちづくり委員会がいろんなサークルやいろんな団体を抱き込んでいる。まちづくり委員会の予算はみんなで議論して配当を決めている。その中で活動団体の支援を行うことが決まるという一つのスタイルを目指すということに決めておかなければ、いつまでたっても今の状態である。地域でまとまって課題に取り組むことにならないと思うので、その辺りの整理が必要だと思う。浜田市は全域でまちづくり委員会を立ち上げることとしたわけであり、まちづくり委員会の位置づけをはっきりし、きちんと道しるべを付けなければいろんな発想がでてくる。

第 22 条のところで、「まちづくり活動をサポート」とあるが、今の公民館では公民館の使い方を含め問題である。コミセン部会で公民館を他に移管するという報告書になっている。「まちづくり活動をサポートする」施設ではなく、まちづくり活動の機能を持たせる施設になると、先ほどの報告書にある。そういったところを整理していかなければ、いろんな取り方があっても良いが、条文上では迷わないようにしなければと思っている。

【事務局】協働まちづくり条例のこと、また、市のこれからのまちづくり活動をどうするかという根本的なご指摘であったと思う。三浦委員さんのところはまちづくり委員会がその他地域の自治会や町内会だけではなく、いろんな団体が抱き込まれた形で一つの組織だということであったと思う。他の地区でのまちづくり推進委員会というのは、そうした地縁の組織以外のサークル活動や企業体などそういった皆さん方と同じような一構成員として協力してまちづくりを進めているという団体もあり、それを一度にこの方法で行くということを決めてしまうことが果たしているのか、そこは少し柔軟性を持たせるべきではないかという考え方もあり、この辺りは行政側がどう応えるのかであって、委員さん方がどのようなお考えかをお聞きしたいということである。まちづくり委員会の捉え方もバラバラである。この協働のまちづくり条例の中で目指したいのは、特定の町内や地域というところがまちづくり活動に関わるのではなくて、多くの人に関わっていただきたい。個人であっても団体であってもサークルであっても良い。そういった人たちが一緒になってまちづくりを進めて行くための理念だと考えており、そのためにどういうことがいいのかだと思う。

【長畑会長】前回、浜田自治区地域協議会の数についてご意見をいただいた。村井委員さん、これについてご意見をお願いしたい。

【村井委員】先日はお休みさせていただき、大変申し訳なかった。浜田自治区地域協議会においては、「協議会は一つで良い」という見解である。浜田地区には連合自治会がある。その連合自治会には、各地区の自治会の会長が参加して地域をまと

めた方々が連合自治会の主体として活動している。その連合自治会は各地域の会長さんが協議会に参加している。そういう形をとっており、これから諮問機関ばかり増やしてもどうにもならない。今のままで良いという話し合いはできている。両副会長にも確認を取り、「その考えできているので伝えてほしい」、「諮問機関ばかり増やしても動く人間がいない地域がたくさんあり、今動いているものがしっかりまとめていけば良い」という考えであった。それぞれの会長がそれぞれの地域で話し合ったことを連合自治会に持って行き、それを地域協議会に持ち上げてもらい、それを市に示していく。それを続けさせていきたい。

【長畑会長】1つで良い、分割しなくて良いということか。

【村井委員】はい。

【木村委員】18頁第23条の条例の推進という章に関わる解説で、検証する組織については別途考えていくという書き方になっているが、このままで良いのか。前回の会議では、そういう組織が必要だと皆さん出された中で、何案か示していただき論議した方が良いということであった。そこは結論を出さずに、このまま今後検討するという書き方でいいのだろうか。

まちづくり委員会認定要綱を示していただいた。読ませていただくと立派なものでまちづくりの要件、届出によって認定するなど書いてある。そこまでして認定してもらって何かその組織に市の方からご褒美があるのか。この要綱の最後のところに「委員会の円滑な運営のために必要であるときは、技術的な支援、そして財政的な支援を行っていく」ということを本来明確にすべきだと思った。せっかく立派な要綱があるのだから、どこかの時点で少し考えていただければと思い意見として伝える。

【事務局】まちづくり推進委員会認定要綱の第13条についてのお話であった。認定されたまちづくり推進委員会については、要綱には具体的に盛り込まれていないが、補助金等の財政的支援がある。それについては、この要綱ではなく、まちづくり総合交付金交付要綱の方で謳い込んでおり、そこで整理させていただきたい。

【三浦委員】8頁第6条第5項に助けていきましょうということが書いてある。財政的な支援もあるが、逐条解説の中では「中山間地域の振興への予算配分といった財政的な支援についても実施していく」と書いてある。浜田市は全市的に中山間地域であり、生活の格差や地域格差、一体的なまちづくりのためには弱い地域にも物事を持って行きたいということを入れてほしいといったが、中山間地域という表現になると、どこでもよいと感じてしまう。違う表現が出来ないか。

【事務局】確かに過疎法の関係でいくと、浜田市全域が中山間地域ということで過疎地域に入っている。ただ、ここで言う中山間地域で付ける予算というのは、現在この条例検討委員会と並行して中山間地域に5年で10億円程度の枠を設けることとしており、基本的には本当に中山間地域という部分で設定している。事業の内容によって多少柔軟性を持たせることはあるが、ここで言う中山間地域イコール浜田全てが該当ということではなく、合併前の上流市町を応援するための基金として取組

を進めていることをここに書かせていただいている。表現がこれでいいのかということであれば、分かりやすくしていく。

【三浦委員】部長の認識はありがたく思うが、皆さんに読み取れるのかと感じた。迷わない表現がよいと思う。

【村井委員】13 頁第 13 条第 2 項人材育成で、「次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材の育成に努めるものとする」となっており、解説もそのように書いてあるが、育成の形が具体的な文言で打ち出せないか。ただ、育成に努めるといっても子どもと若者とではかなり年齢の差があると思う。子どもというと小中学校程度、若者といえば高校、大学、二十歳過ぎになるが、どのような人材育成をされる考えがあるのか。

【事務局】この中で示させていただいた人材育成の意図としては、子ども達にどんどんまちづくりに参加していただき、地域の活性化につながっていくことをイメージして入れている。例えば、公民館でされているふるさと教育などの活動を通してまちづくりを担っていくような仕掛けをイメージしている。具体的には、先ほどのふるさと教育や地域で子どもたちに地域の良さを知ってもらおうという活動もされている。そういったことを通じて子どもの育成に努めていければという思いを掲載していることをご理解いただきたい。子どもと若者の区別については、難しいところもあるが検討課題とさせていただきたい。

【大橋委員】私は浜田市の防災士をしている。第 22 条「社会教育・生涯学習の拠点としていた公民館を」ということであるが、今まで公民館では防災教育を中学校と一緒にやっており、防災教育も担っている。第 19 条で自主防災組織というものを「組織」に含まれる、災害の避難所となる公民館もたくさんあるが、そのことはどうなっているのか。今までのように公民館がそういう役割を担っていくのか。それとも、新しく就くコーディネーターが担っていくのかをお聞きしたい。

【事務局】先ほどの防災に特化したことについて、公民館においては引き続き機能を維持することとしている。公民館の施設としての避難所は、引き続き実施していると思っている。また、防止教育について、浜田では第二中学校が地域の方との防災活動をしており、引き続き公民館の職員がコーディネートをしながらか進めて行くことは変わらないと思っただきたい。

【塚崎委員】まちづくり団体の範囲を決めるということだが、あまりどの団体という決め方をするより、枠を広げたような感じで受け入れ体制を持ったほうが、幅広くいけると思う。まちづくり委員会もいればボランティア団体、神楽の団体もいる。そういう全体で一つのまちづくりを行うという進め方が良いと思う。地区社協というのがあがるが、その会議には各自治会から出席している。それもまちづくりに取り込もう、一緒にやった方が良いという提言を受け、まちづくり推進委員会の一つの部会に入ってもらった。そこでは敬老会の事を一緒に行っている。そういった共通点があり、幅広い門戸を開けたまちづくり体制でなくてならないと思う。人数が減

っていく中で、若い人にも出てもらいたい。スポーツ推進委員には若い人が出るようになった。若い人が育ってくると活性化が図られ、顔ぶれを変えながら前へ進んでくことを長い目で見る必要があると感じた。

【賀戸委員】地域協議会のことであるが、市長の諮問に対して意見を述べる事が出来ることとなっている。市長は年一回地域に来るということになったと思うが、年一回ぐらいのことで意見を述べる事が出来るのか。また、この文面からすると地域協議会と言いつばなしの会で、解決策は市長の考えひとつであり、どういう風になるかが見えてこない。私はせめて、地域協議会を開く度に市長にお越しいただき、一緒に見解を介して、その地域を考える会でありたいと思っている。

【事務局】元々まちづくりの方針を定めたときに、地域協議会特定の話題や議題があった時に、出にくいということがあった。それも踏まえて年一回以上は出向こうということがあった。内容に応じて市長が出かけられない部分も、管理職が出かけてお話を聞き、市長に伝えるということもある。色々なところで地域の声をまとめられ、地域協議会という場でなくても、ご意見いただき対応していくこともあると思う。先ほどいただいた声は、市長にしっかり伝えようと思うが、全てに出ることは、お気持ちはわかるが、なかなか難しいかと思う。

【三浦委員】あまり中身には関係ないが、以前検討事項になっていたのでお聞きしたい。文末のことである。「～をするものとする。」という表現がある。文書管理規定に掛かって難しいだろうとのことであったが、やはり難しかったのか。文章を簡潔に、まとめなさいということは文書規定にあると思うが、回りくどいと感じる。「～することとする」と続く当たり、検討方法について、報告がなかったのでお聞きしたい。

【事務局】前回の委員会で条文自体を柔らかい表現、例えば「です」「ます」調はどうかというご意見をいただいたところで、是非変えようという意見にまでには至らなかったと思う。内部の事でいうと現在浜田市の条例等を記載する場合の公文書規定では、「です」「ます」調を使えるようにはなっていない。ただ、みなさんが条文の中でそういう表現がよいということがあれば、内部的な続き、具体的には市長決裁等で条例での「です」「ます」調が使えるようにできていると思っている。この委員会の中でそういう意見にまとめられた際には、そのように動きたいと思っているが、今後の条例にも影響することを踏まえ判断させていただきたい。

【三浦委員】内容はよく分かるが、そもそもこの会では、軽微な文言を使って皆さんに分かりやすい文章にしようということから始まったと思う。市役所の準則的なやり方ではなく、一般市民が関わった条例策定であり、その辺りの幅はあっても良いと思った。検討項目となっていたので、皆さんの意見を伺えればと思う。

【岩崎委員】私はそれが条例だと認識している。浜田市だけではなく、全国に発信される。変わったこともいいかもしれないが、私は今の表現で良いと思う。

【木村委員】先ほど事務局からまちづくり推進委員会について回答がいただいたが、

この条例は新たにまちづくり推進していこうというものであるため、19条であるように「組織した地区まちづくり委員会は、」ということで組織を目指すというような表現はあった方がよいと思う。無いところはどんどん作りましょうと。部会の報告でもあったように、公民館がコーディネートするわけで、今までとは違う、どんどん組織を作りましょうという文言があったら良いと思う。また、中山間地域という言葉があったが、条件不利地などぱっと分かりやすい言葉に変えたらよいと思う。

【事務局】先ほど話したように、まちづくり委員会がその地区のまちづくりをどういう体制で担うかは、地域によって違う。まちづくり委員会がすべてを補完しているところもあれば、みんなでやろう、順番にやろうという所もある。ただ、先ほどご指摘があったようにまちづくり推進委員会を作っていく、この方向性は変わっていない。新市まちづくり計画は変わっていないのでご指摘についてうまくまとめていこうと思う。

【俵委員】前文の逐条解説であるが、「浜田らしさ」という解説が書いてあるが、15頁にはまちづくり委員会がまちづくりの核となり、中心となり取り組む体制こそ「浜田らしさ」と書いてあり、浜田らしさの解説としてばらけている。条文で浜田らしさが初めて出るのが第3条(3)「浜田らしさを活用した個性豊かなまちづくり」あり、ここはもっと丁寧に「浜田らしさ」を解説してあげた方がよいと思う。また、表現についても皆さん十人十色であるので、それぞれの浜田らしさを尊重していくということ、ある程度まとめて表現したらよいと感じた。

【事務局】検討する。

【長畑会長】「です」「ます」調について、皆さんどうお考えか。

【事務局】私どもとしては、できれば今の表現で行かせていただきたいと思う。他の条例に全て影響してくることであり、それを議論していくよりは、このままいかせていただきたいというのが正直な思いである。ただ、逐条やパンフレットなど市民に届けて説明する時には、分かりやすい言葉を使わせていただきたいと思っているので、それで進めさせていただければありがたい。

【長畑会長】「です」「ます」調については、事務局の案でよろしいか。

【委員一同】よい。

【大橋委員】前文中段のところに「人口減少や同時に進む少子高齢化といった社会情勢」とあるが、今は少子高齢化などというとな怒られる。少子高齢社会に既になっているため、「少子高齢化」というのは時代にそぐわない表現ではないか。

【事務局】少子高齢化、人口減少という所は、島根県は全国でも先進地であり、浜田でも出生数等減っていくという中で、引き続きではあるが「少子高齢化」という表現について抵抗があるということであれば、考えさせてもらいたい。

【三浦委員】佳境に近づいているので、言いたいことは言っておきたい。第18条の委任について、地域協議会の運営について規則で定めると出てくる。1つの条例

ではあれもこれも定められないので別途定めるという形になるのだと思う。条例を作るうえでのテクニック、手法であり得るのだと思うが、その辺りの作り方について教えていただきたい。

【事務局】第18条の中で、地域協議会の運営は規則で定めるということで別立てにさせてもらっている。これについて、条例の中では地域協議会は付属機関という位置づけにさせていただいており、現在も地域協議会の運営については、自治区設置条例の中で地域協議会のことを定めており、会の運営については、地域協議会運営規則という形の別条立てをしている。そういったイメージで今度の条例の中でも地域協議会の運営については別の形、規則で定めるということで委任としている。条例の中でまとめて出せばというご意見であったと思うが、1つ1つ規則で定めるという形が通例となっており、こういった形の条文にしている。

【長畑会長】推進体制のところでご意見いかがか。

【木村委員】先ほど設問したが、お考えを聞いておきたい。

【事務局】前回ご質問いただいた時に、市の最上位の計画である総合振興計画の章立ての中に協働のまちづくり推進というものがあり、条例の進み具合を別途検討委員会や検証委員会を作ってやるよりは、可能であれば全体の総合振興計画審議会と共有し、そこで諮っていったほうが良いという思いがある。条例の中に具体的に書き込むということの整理はついていないが、方向感として別々の審議会を作るより市全体のまちづくりが総合振興計画にあるので、条例の理念を盛り込んだ検証をしっかりとここでさせていただいたらという思いである。

【木村委員】言われることは分かるが、私も総合振興計画審議会に出て、総合振興のものについて審議している。ただ現状の総合振興において1年に1回審議し、進捗を見るというのは非常に幅広い。この中に条例のまちづくり検証作業までするという事になれば、中身に入っていけないという程の量があり、その中に押し込んでいくとまちづくりそのものの推進が曖昧になっていくと思う。そういう意見もあるということを考えていただきたい。

先ほどの設問では、そういうことが定まっていないから、逐条解説ではそういう表現になっているということだと思う。組織についてはこれから考えていくという意味だと思うが、それで答申することによってよいのだろうか。

【事務局】事務局の考えを説明させていただいたが、確かに年1回2回の会議の中で総合振興計画を含めて全部を検証することはなかなか掘固まって行かないという指摘はその通りだと思う。場合によっては、まちづくり部分だけを審議会の中でしっかり議論していただくため、回数を増やすことも考えさせていただく。ただ、組織が少しずつ重なりながら、組織を沢山作っていくのはどうかということであり、十分な審議の時間が取れるような形で考えていきたいと思う。そういった方針を持ち帰らせていただき、方針が決まればはっきり書き込むということかどうかと思っている。

【三浦委員】本文に「進捗状況について検証するための組織を置き」とされているので置くのだからと思えば、総合振興計画にあるからと言われ、非常に迷う。以

前の検討会議でも言ったが、一応皆さんは一つ一つの目的をやっていくのであるから、その中で完結していくというスタイルをとっていただきたい。どこどこに書いてあると言われても迷うのである。検討していただきたいという意見があったので、是非検討いただきたい。

【塚本委員】どうも気持ちの整理がつかないことが一点ある。良い悪いではなく、市の考え方を聞かせていただきたい。先ほど村井委員から浜田自治区地域協議会は1つで良いと、連合自治会もしっかりしたものと、まちづくりもそういった組織の中で前向きにやっていくから大丈夫だと固い決意を聞かせていただいた。ただ、旧那賀郡も各地区連合自治会はある。地域づくりを自治会も一生懸命考えている。ではなぜ、新しくまちづくり組織を作って、まちづくりを再編しなさいと言われて、長い年数を掛けて、交付金もしっかり出していただき、相当力を入れていただいた。いろんな組織をいろんなメンバーで作っていくが、実際に活動するメンバーは同じである。条例まで作ってまちづくりを本格的にやっという非常に力強く新しい浜田市を作っという言っているが、連合自治会とまちづくり推進委員会の二重構造をどう整理すればよいかわからなくなってきた。市の考え方は、新しい組織を作るのが嫌であれば、今までの自治会組織が目的が同じであればそれで良いというものなのか教えていただきたい。

【事務局】まちづくり推進委員会を作っというのは、合併したときから新市まちづくり計画にあるとおりである。自治会との二重構造になっているのを感じておられるところもあると思う。それを一つの組織にまとめられた地域もある。また、まちづくり推進委員会と似たような活動をし、活動の目的が同一であれば、その組織自体がまちづくりの組織であるという風に受け止められている地域もある。この二重構造をどうするのかについて根強く残っている問題であり、一挙手一投足で解決するのは難しいのではないかと思っている。その地域の声を聴きながら進めて行くというのが現実的な整理でないかと思う。従って、この検討委員会の中で1本にまとめるということになった時には、そういう地域はなかなか難しいということにもなり、バラバラでいいということになれば今既に一本化されているところからは、なんだということになる。その二つの意見がある中で、これから一つとなって進んでいくときに、まちづくり推進委員会を作ろうという気持ちは全く変わっていないが、熟度の関係で少し歩み寄りを見せるような形で、今回条例をお認めいただき、そこからスタートして進んでいくのが一番良いスタイルでないかと思っている。ただ、行政としては、そういう活動団体がまとまっていけるような支援を、これを契機にますます行っいかなければいけないと思っている。

【塚本委員】分かった。しかし、できるだけまちづくり組織を立ち上げて進んでいただきたいという気持ちはあると言われたが、浜田地区は組織を新しく作ろうという努力よりも連合自治会に力を入れたほうが良いという結論だろうか。

【村井委員】地域協議会が分裂する必要はないということで、まちづくり推進委員会は正直まだまだまだまだ、出来上がっていない。そんな中、地域協議会ばかり沢山作っても意味がないという考え方であって、地域が自分のまちは自分たちの手で作り上げるんだという雰囲気には正直浜田地区はなっていない。危機感が無いと言

われればそうかもしれない。私が出ている周布地区でも立ち上がっているのは日脚だけだ。何で立ち上げていただけないのかと何度も話に行ったが、「必要ない」「わし等はわし等でちゃんとしている」と言われる。既に自治会があり、自治会でやっ
てるからまちづくり推進委員会まで作らなくても良いと言われるところもある。もう一つ、毎回自治会長が変わり、組織が変わっていく。そんな中で作り上げることがなかなか難しい。3年ぐらい同じ方がやっただけであればある程度の組織が出来るのではないかと思うが、地区の会長が変わることがよくあり、そんな中で地域協議会を分散したらもっとひどいことになるのではないかというのが私たちの意見であった。ただ、まちづくりが出来ないのは大変申し訳ない、地域協議会の力不足であるということは重々分かっている。条例ができ、公民館が協力してくださる、
掘りどころができるということは、まちづくり推進委員会が出来るとはならないかという期待を大いにしている。

【塚本委員】地域の実態というのは様々な考え方があると思う。でも、その地域の住民は、自分たちの地域はどうなってもいいという方ばかりではない。一生懸命いい地域にしようと思ひ努力なさっているわけである。「まちづくり」と言う文言が活動団体に入らないとまちづくり組織ではないというような考え方ではなく、自治会という名前でもまちづくりを一生懸命やっている所であれば、まちづくり活動組織という認識をされたらよいと思う。そうすればいろんな支援を全地域的に出来ると思う。あまり条例の中でまちづくり活動をする組織に限ってこうする、という
がんじがらめの条例にしないほうが良いと私は思う。

【長畑委員】条例の推進体制のところ、今回の事務局案の方向でよろしいか。

【大谷委員】この条文に「検証するための組織を置く」となっているが、総合振興計画審議会の中に含めたいというご意向であった。条文からいうと作ると理解できるが、我々はどのように受け止めればよいか。自分は必要であると思っている。

【事務局】検証のための組織を置くと書いてあり、これを条例のみの検証組織と捉えるか、事務局としては総合振興計画の中に協働のまちづくりがしっかり明記してあり、その組織が条例の推進についても兼ねるとするのはどうだろうかと話させていただいた。ただ、委員の皆さん方がそうではないという意見が多ければそのようにしなければいけないと思う。あくまでも事務局の案ということで、当然主体は皆さん方ということで、その意見を聞き預かっていくということになる。

【木村委員】浜田の方から実態が話された。条例を作るのを機に取り組みを強めていく、そういう機会になればよいという意見であった。そういう意味でも、せっかく条例を作り、いろんな状況があるだろうがまちづくりを一緒になって進めて行くのであれば、条例を推進する一条文をきちんと載せていくことが必要だと思う。事務局で言われた今ある組織を利用していくのか、或いは新たなものを作るのか、或いは地域協議会でまちづくりについての役割を広げていくのか。色々案はあるだろうが、「組織を置く」というのは必要だということで、この組織をどうするのかということを考えるべきである。条文はそのままにしても、解説のところ
で決まったことを書き込めれば良いと思う。前回からの宿題であり、答申がこのままでいい

のだろうかと気になっていた。

【長畑会長】委員の皆さんにお聞きする。事務局の案でいくか、別の推進体制を作る、どちらか選んでいただきたい。

事務局案 9名

新たな組織を作る 9名

どちらも良い 1名

事務局でこの結果を検討いただきたい。

【事務局】答申という形で出てきたものを最終的に市の方で判断させていただくということになる。

【大橋委員】アンケートをするということが書いてあるので、アンケートと審議会の両立でやっていけば市民の意見も反映されると思う。検証するといっても浜田の方が弥栄の状況を検証するというのは無理な状況ではないだろうか。

【村井委員】総合振興計画では各自治区から審議会に参加している。私が考えるのは地域協議会の中で進捗状況を把握し、それを総合振興計画審議会に持って出ただけであれば2度3度の会合は不要となると考える。一番よくわかるのは地域協議会が進捗状況を誰が見るよりも自分の目で確かめることが一番正しいと思う。それを持って市の方へ出ていただき、総合振興計画審議会の中で自分のところはこうだ、ここまでできている、他所のいいところも聞かせていただき、勉強にもなる。地域協議会で把握したものを総合振興計画審議会に持っていくという方法を提案する。

【長畑会長】本日は、修正案を2案いただいた。今日の会議以降、お気づきの点があれば、6月15日月曜日までに事務局にお知らせいただきたい。

(4) その他（今後の取組について）

- ・次回以降の開催日等について承認をいただいた。

第9回 令和2年6月22日（月）18：30～20：30

場所 本庁第2東分庁舎 2階南会議室

第10回 令和2年8月18日（火）18：30～20：30

場所 浜田公民館 1階 研修室